

グループホーム なごみ 利用料金表

【1 割負担】

介護度	1カ月（30日利用）あたりの自己負担分の目安 *下記金額に加え条件を満たした加算をいただきます。					
	基本料金 (自己負担分)	家賃	食費	水道光熱費	共益費	合計
要支援2	22,440円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	113,340円
要介護1	22,560円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	113,460円
要介護2	23,610円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	114,510円
要介護3	24,330円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	115,230円
要介護4	24,810円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	115,710円
要介護5	25,320円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	116,220円

【2 割負担】

介護度	1カ月（30日利用）あたりの自己負担分の目安 *下記金額に加え条件を満たした加算をいただきます。					
	基本料金 (自己負担分)	家賃	食費	水道光熱費	共益費	合計
要支援2	44,880円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	135,780円
要介護1	45,120円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	136,020円
要介護2	47,220円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	138,120円
要介護3	48,660円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	139,560円
要介護4	49,620円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	140,520円
要介護5	50,640円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	141,540円

【3割負担】

介護度	1カ月（30日利用）あたりの自己負担分の目安 *下記金額に加え条件を満たした加算をいただきます。					
	基本料金 (自己負担分)	家賃	食費	水道光熱費	共益費	合計
要支援2	67,320円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	158,220円
要介護1	67,680円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	158,580円
要介護2	70,830円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	161,730円
要介護3	72,990円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	163,890円
要介護4	74,430円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	165,330円
要介護5	75,960円	33,000円	41,400円	13,500円	3,000円	166,860円

☆利用料金詳細

○基本料金（1日あたりの自己負担分）

負担割合は介護保険負担割合証でご確認ください。

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	748円	1,496円	2,244円
要介護1	752円	1,504円	2,256円
要介護2	787円	1,574円	2,361円
要介護3	811円	1,622円	2,433円
要介護4	827円	1,654円	2,481円
要介護5	844円	1,688円	2,532円

○基本料金についての特例

令和3年4月1日～令和3年9月30日の期間は下記の計算式で算出した金額とさせていただきます。

$\text{上記基本料金} \times (1,001 / 1,000)$

*1円未満は四捨五入になります。（2割負担の方は1割負担の方の2倍、3割負担の方は3倍になります）

○加算料金

*1日あたり（但し月で記載の加算は記載月あたりの金額）

下記加算は条件を満たしている場合にいただきます。

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	主な条件
初期加算	30円	60円	90円	<ul style="list-style-type: none"> 入居されてから30日以内の期間 30日を超える入院後の再入居時も同様
入院費用	246円	492円	738円	<ul style="list-style-type: none"> 入院後3か月以内に退院見込みで、退院後入居可能な体制が整っている場合に1月に6日を限度に算定 *月をまたぐ場合は最大12日間算定
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円	6円	9円	<ul style="list-style-type: none"> 利用者総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Mが1/2以上 専門研修修了者が1名以上等
若年性認知症利用者受入加算	120円	240円	360円	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める。
看取り介護加算 *予防は除く	死亡日前31～45日			<ul style="list-style-type: none"> 医師が回復の見込みがないと診断 介護計画の作成と同意 利用者の状態、家族の求めに応じ随時の説明と同意 <p>*医療連携加算の算定要</p>
	72円	144円	216円	
	死亡日前4～30日			
	144円	288円	432円	
	死亡日前日・前々日			
	680円	1,360円	2,040円	
死亡日				
1,280円	2,560円	3,840円		
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100円/月	200円/月	300円/月	<ul style="list-style-type: none"> 訪問リハ等の理学療法士等から助言を計画作成担当者が助言を受け、生活向上の計画作成。 計画に基づくサービスを行ったときは初回にサービスが行われた日の属する月に加算
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200円/月	400円/月	600円/月	<ul style="list-style-type: none"> 訪問リハ等の理学療法士、作業療法士等が当事業所を訪問、計画作成担当者と身体状況の評価を共同実施。生活機能向上の介護計画の作成。
退居時相談援助加算	400円/回	800円/回	1,200円/回	<ul style="list-style-type: none"> 利用期間が1月を超え、退居後のサービスについて相談援助を行った場合。 利用者の介護状況を文書を添えて市町村等にサービスに必要な情報提供を行った場合
*上記項目の加算は該当する利用者の方のみからいただきます。				

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	主な条件
口腔・栄養スクリーニング加算	20円/6月	40円/6月	60円/6月	・介護従業者等が利用開始時及び6か月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングと栄養状態のスクリーニングを行った場合確認
栄養管理体制加算	30円/月	60円/月	90円/月	・管理栄養士が日常的な栄養に係る介護職員への技術的助言や指導の実施
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月	・利用者ごとの心身状況（ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等）の情報を厚労省へ提出 ・上記情報他、サービスを適切に提供するために必要な情報の活用
医療連携体制加算Ⅰ *予防は除く	39円	78円	117円	・看護師1名配置し、24時間連絡体制の確保 ・重度化の指針を定め、説明と同意
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 22円	(Ⅰ) 44円	(Ⅰ) 66円	以下のいずれかに該当 ・介護職員総数のうち介護福祉士が70%以上配置 ・勤続10年以上の介護福祉士25%以上配置
	(Ⅱ) 18円	(Ⅱ) 36円	(Ⅱ) 54円	・介護職員総数のうち介護福祉士が60%以上配置
	(Ⅲ) 6円	(Ⅲ) 12円	(Ⅲ) 18円	以下のいずれかに該当 ・介護職員総数のうち介護福祉士が50%以上配置 ・常勤職員（看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合）が75%以上 ・利用者へ直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上が30%以上
・*ただしサービス提供強化加算は条件を満たす項目のうち1項目のみをいただきます。				

*看取り介護加算の支払いにつきましては、亡くなられた日からまとめて計算をするため、亡くなる前に退居された場合は退居された翌月に請求をさせていただくことがあります。

・介護職員処遇改善加算Ⅰ

処遇改善加算金額＝（介護サービス費と加算料金の月合計）×11.1%

*加算料金は条件を満たした金額の合計になります。

*1円未満は四捨五入になります。

（2割負担の方は1割負担の方の2倍、3割負担の方は3倍になります）

・介護職員等特定処遇改善加算

特定処遇改善加算Ⅰ = (A、Bの月合計) × 3.1%

特定処遇改善加算Ⅱ = (A、Bの月合計) × 2.3%

* Bは前記加算金額表の条件を満たした金額の合計になります。

* Ⅰ、Ⅱのうち条件を満たすいずれかをいただきます。

* 1円未満は四捨五入になります。(2割負担の方は1割負担の方の2倍、3割負担の方は3倍になります)

○家賃 (全室一律)

月額: 33,000円

外泊、入院等での不在に関係なくメンテナンス料を含み月額としますが、月途中での入退居の場合や短期で居室を利用させていただいた場合は日額1,100円として計算をします。

・短期で居室を利用させていただいた場合の家賃

(該当月の総日数－短期利用日数) × 1日あたりの料金

*安来市への申請により該当になりますと、家賃の負担軽減が受けられます。

【負担軽減該当要件】: 下記①～③の全ての要件を満たす方

①世帯全員が市民税非課税

②別世帯の配偶者がある場合は、その配偶者も市民税非課税

③預貯金額等(預貯金、有価証券、投資信託、金・銀等貴金属、たんす預金等)が夫婦で

2,000万円以下、配偶者がいない場合は1,000万円以下

負担軽減段階	負担軽減対象者	負担軽減額
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	月額 13,000円 (日額 430円)
第2段階	・本人の合計所得と課税年金収入額等の合計が年額80万円以下	月額 10,000円 (日額 330円)
第3段階	・本人の合計所得と課税年金収入額等の合計が年額80万円超	月額 6,000円 (日額 200円)

*負担軽減該当時の家賃

負担軽減段階	1月あたり	1日あたり
第1段階	20,000円	660円
第2段階	23,000円	760円
第3段階	27,000円	900円

○共益費

月額3,000円とし、共有部分の維持管理に使用します。月途中での入退居の場合は月額100円とします。

○水道光熱費

月額450円とします。外泊、入院等による不在の場合の負担はありません。

○食費

月額1,380円とし、食事（茶菓代含む）に関する一切の経費とします。

入院、外泊等により朝から夕までの3食を食べなかった場合に限り負担はありません。

○その他の料金

- ・ 行政等への手続き代行にかかる手数料等経費の実費負担
- ・ おむつ代、日用品、医療品等、個人が使用するもの及び理美容料金、インフルエンザ等の健康管理費等は利用者またはその家族の負担とします。
- ・ おむつ代（1枚） 紙おむつ100円 パット20円
フラット30円 はくパンツ100円
- ・ 上記以外で日常生活において通常必要で、利用者が負担することが適当と認められるものは実費負担となります。
- ・ ご家族が宿泊の場合は、宿泊料金は無料とし、希望がある場合は食事代として以下の額を徴収します。
朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円